

沼津市立沼津高等学校・中等部
いじめの防止等のための基本的な方針

令和5年5月

沼津市立沼津高等学校・中等部

目 次

第1章 基本的な事項	・・・1
1 いじめの定義	・・・1
2 いじめの理解	・・・1
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・2
第2章 組織の設置	・・・2
第3章 いじめの防止等のための対策	・・・2
1 いじめの防止	・・・2
(1) 集団づくりのための各種行事	・・・3
(2) 信頼関係づくりのための取組	・・・3
(3) ボランティア活動等への取組	・・・3
第4章 いじめの早期発見・早期対応	・・・4
1 生徒の実態把握	・・・4
2 相談体制	・・・4
3 学校のいじめに対する措置	・・・4
4 校長及び教員による懲戒	・・・4
5 関係機関等との連携	・・・4
第5章 重大事態への対応	・・・5
1 重大事態の認知	・・・5
2 教育委員会への報告	・・・5
3 調査組織による調査	・・・5
4 被害生徒・保護者への情報提供	・・・5
5 報道対応	・・・5
第6章 点検・見直し	・・・5

第1章 基本的な事項

本校では、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、全ての教職員が生徒とともに校訓「求道」のもと、互いに尊重し、認め合う集団づくりや、人を思いやる豊かな心を育み、心の通い合う人間関係づくりを進めています。

特に、いじめに対しては「どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」との認識を持ち、「いじめは絶対に許さない」指導を続けていきます。いじめをなくすため、基本的な考え方を共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組んでいきます。

1 いじめの定義

本校においては、「いじめ」とは、ある生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報機器・情報端末を通じて行われるものを含む。）により、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられる

- (1) 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことなどを言われる。
- (2) 仲間外れや集団から無視される。
- (3) 体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（軽いもの、遊ぶふりによるものも含む。）
- (4) 金品をたかられる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことなどをされたり、させられたりする。
- (7) インターネット等の情報機器・情報端末を通して誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの理解

本校においては、「いじめ」について次のように捉える。

- (1) いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる。
- (2) いじめは、時として生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
- (3) いじめる側、いじめられる側が入れ替わり、両方の立場を経験することもある。
- (4) はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長する。
- (5) いじめは、周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い。
- (6) いじめは、規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起こりうる。
- (7) いじめは仲の良いグループの中で起きることも多い。
- (8) いじめを受けている生徒がいじめを受けていることを認めないことがある。
- (9) いじめている生徒に自分がいじめをしているという認識が薄いことがある。
- (10) 学校や教員の側に、いじめを解決する誠意と能力があるという生徒からの信頼があればいじめについての情報が生徒や保護者から寄せられる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの経緯や構造はますます複雑になっており、その防止、把握、対応には従来以上の努力が必要であるため、以下のような対応を行う。

- (1) 講演会、学校行事、特別活動、その他の活動を通してのいじめ予防（予防）
- (2) アンケート、教員の観察、生徒や保護者からの申し出によるいじめの早期発見（早期発見）
- (3) 教員、生徒、保護者、外部機関等によるいじめ解決に向けての対応（対応）
- (4) 生徒の心身に重大な被害が生じた場合、欠席が長期に及んだ場合等の重大事案が発生したときの対処（重大事案への対処）

いじめとは、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団から無視される
- ウ 軽く身体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つひとつの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒やその周りの状況等をしっかりと確認することも大切です。

第2章 組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員は、教頭(中・高)、生徒指導部長、学年主任(中・高)、生徒指導主事(中)、養護教諭(中・高)、その他外部の専門家(スクールカウンセラー、医師、警察関係者等)とする。

第3章 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止

規範意識を持った生徒が、互いの信頼関係の下でのびのびと自分を出せる集団づくりをすることがいじめの防止につながり、担任をはじめとする教員と生徒の信頼関係づくりもいじめ防止に有効であると考えます。

また、ボランティア活動や講演会、講習会等はいじめに対する心構えを醸成するために有効であると考えます。そのために、以下のような取組を行う。

(1) 集団づくりのための各種行事

<中等部生>

1年生：ふれあい学習（4月） 文化祭・体育祭（6月） 学年レク（各学期） 生徒会レク（不定期）

2年生：文化祭・体育祭（6月） 職業体験（9月） 自然教室（10月） 学年レク（各学期） 生徒会レク（不定期）

3年生：文化祭・体育祭（6月） 修学旅行（10月） 学年レク（各学期） 生徒会レク（不定期）

<高校生>

1年生：初期指導（4月） 人間関係づくりプログラム（4月） 文化祭・体育祭（6月） 野球応援（7月） 遠足（10月） 球技大会（3月）

2年生：文化祭・体育祭（6月） 修学旅行（12月） 球技大会（3月）

3年生：文化祭・体育祭（6月） 遠足（10月）

*上記のほかに、各クラスにおいて人間関係づくりプログラムを活用し、集団作りを目的としたLHR活動を行う。

(2) 信頼関係づくりのための取組

<中等部生>

全学年：面接（4月及び9月の年2回、面接週間を設置し学年職員が全員と面接を行う。）
いじめに関するアンケート調査及び個別面談。年2回
心理検査（4月） 人権アンケート（12月）

<高校生>

全学年：面接（4月及び9月の年2回、面接週間を設置し担任・副担任が全員と面接を行う。）

*これとは別に担任、部活動顧問、教科担当、学年主任等が必要に応じて適宜面接を行う。

いじめに関するアンケート調査及び個別面談。年2回（7月・1月）

心理検査（4月） 人権アンケート（11月）

(3) ボランティア活動等への取組

<中等部生>

全学年：道徳の中でいじめについての授業を年1回行う。

全部活動：部活動単位でのボランティア活動（少なくとも年1回）

<高校生>

全学年：人権教育講習の時間をLHR内で少なくとも年1回行う。

全学年：学年集会等での啓蒙（随時）

全部活動：部活動単位でのボランティア活動（少なくとも年1回）

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、4月・9月の面接週間、各学期ごとの学校生活等アンケート調査、4月の保健・カウンセリング部による生徒アンケート等を行い、生徒の実態把握に努めるとともに、随時、生徒の様子についての話し合いを行い、いじめの早期発見、早期対応に努める。

2 相談体制

教育相談室はスクールカウンセラーが常駐しており、いつでも教育相談を行える状態になっている。相談を希望する生徒、保護者がカウンセリングを行うことができる。また、常に生徒の様子に気を配り、気になる生徒についての話し合い(教育相談ミーティング)を行っている。

3 学校のいじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは面接や記名アンケート等により、早期に事実確認を行うとともに、いじめが認知された場合には、県教育委員会に報告する。
- (2) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ防止委員会で対応について話し合い、必要に応じてスクールカウンセラー、警察等の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- (3) 必要に応じて、いじめを行った生徒には、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けることができるようする。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で問題が起こることがないように、保護者との情報共有を行う。
- (5) 認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど適切な処置を行う。

4 校長及び教員による懲戒および指導

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために、適切に懲戒および指導を行う。

5 関係機関等との連携

いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを認識し、学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補充し合い、一体となった取組をする。教育委員会、警察署、児童相談所、民生委員、医療機関等との協力体制を確立する。

第5章 重大事態への対応

1 重大事態の認知

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」で、「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査して判断する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、適切に調査し対応する。

2 教育委員会への報告

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告する。

3 調査組織による調査

校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめの防止等対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で事態への対処や同種の事態の防止に向け調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

4 被害生徒・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を正確に提供する。

5 報道対応

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、事件・事故について情報を提供していく。提供にあたっては、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める場合もある。

第6章 点検・見直し

「沼津市立沼津高等学校 いじめの防止等のための基本的な方針」については、年度末にいじめ防止委員会で点検・見直し、次年度の体制につなげていく。